

## 会津若松市工事成績評定要領

(平成 16 年 2 月 20 日決裁)

(平成 19 年 2 月 14 日決裁)

(平成 21 年 7 月 1 日決裁)

(平成 23 年 6 月 23 日決裁)

### (目的)

第 1 条 この要領は、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施により工事の検査の適正化を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第 2 条 評定は、1 件の契約金額が 130 万円を超える工事について行うものとする。ただし、契約金額が 500 万円未満の工事については、会津若松市工事成績評定要領の運用基準により行うものとする。

### (評定の項目)

第 3 条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来栄え、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

### (評定者)

第 4 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 評定者 監督員
- (2) 第 2 評定者 主管課長
- (3) 第 3 評定者 検査員

### (評定の方法)

第 5 条 評定は、各項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

### (評定の判定区分)

第 6 条 評定の判定区分は、次の表のとおりとする。

評定点合計	100～85	84～70	69～60	59～50	49 以下
判定区分	A	B	C	D	E

### (評定の時期)

第 7 条 評定は、第 1 評定者及び第 2 評定者については工事が完成（竣工・一部竣工）したとき、第 3 評定者については検査を実施したときに、それぞれ行うものとする。

### (工事担当課による検査の特則)

第 8 条 主管課長が検査員として評定する場合においては、各当該主管課長の評定欄も合わせて記入するものとする。

### (評定表等の提出等)

第 9 条 検査員は、評定表等を検査実施日から 10 日以内に当該工事の契約権者に提出しなければ

ばならない。

2 契約権者は、検査員から提出のあった評価表等を主管課長に送付しなければならない。

(評価の結果の通知及び公表)

第10条 主管課長は、契約権者から評価表等の送付があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対し、評価の結果を工事成績評価通知書(第1号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、契約検査課長は、前項の工事成績評価通知書(別表1項目別評定点を除く。)の写しを、当該通知をした日から当該通知をした日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧により公表するものとする。

(評価の修正)

第11条 契約権者は、前条の規定により評価の結果を通知した後、評価を修正すべきと認める場合は、評価を修正し、その結果を主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、前項の規定により修正された評価表等の送付があったときは、前条に定めるところにより当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第12条 第10条第1項及び前条の規定による通知を受けた工事の受注者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により申し出て、評価の内容について説明を求めることができる。

2 契約権者は、前項による説明を求められたときは、会津若松市工事成績評価審査会(会津若松市工事成績評価審査会設置要綱(平成21年7月1日決裁)に定める会津若松市工事成績評価審査会をいう。)の審査結果に基づき、工事成績評価に係る説明書(第2号様式)により回答するものとする。

(評価表等の送付)

第13条 主管課長は、第9条第2項及び第11条第1項の規定により、評価表等の送付を受けたときは、遅滞なく契約検査課長に送付しなければならない。

(評価表等の保管)

第14条 評価表等は、契約検査課において保管するものとする。

(受託検査の評価)

第15条 会津若松市建設工事検査実施要綱(平成12年3月29日決裁)第17条に規定する受託検査に係る評価については、別に定める場合を除き、この要領の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(工事成績評価要領の廃止)

2 工事成績評価要領(平成12年3月29日決裁)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の会津若松市工事成績評定要領の規定は、施行日以後に検査を実施する工事から適用し、施行日前に検査を実施した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の会津若松市工事成績評定要領の規定は、施行日以後に検査を実施する工事について適用し、施行日前に検査を実施した工事については、なお従前の例による。

附 則

1 (施行期日)

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の会津若松市工事成績評定要領の規定は、施行日以後に検査を実施する工事について適用し、施行日前に検査を実施した工事については、なお従前の例による。